

「正田教諭分限免職取消訴訟支援の会」の設立

この「支援の会」は、署名運動をはじめると必要であることと、また、支援くださっている皆様との間の連帯感を強くするために設立します。

当初、すこし細かい規定をもちこんだ規約を準備していましたが、もっとシンプルなものがいいというご提案をうけて、以下のようにします。

設立趣旨 正田教諭に対する不当な分限免職処分の取消を求める裁判について、原告、正田教諭を支援する人々の輪を広げ、この訴訟が提起する問題を広く社会に訴えていくために設立する。

会の目的 正田教諭に対する不当な分限免職処分の取消を求める裁判について、原告、正田教諭を支援するための活動を行うことを会の目的とする。

会員 すでに支援してくださっているみなさまはもちろん、今後、新たに支援くださるみなさまも、その意志がある方はみな会員と考えさせていただきます。

会の事務局

当面、荒井容子が担当する。

事務局連絡先 eメールの送付先 yfe12833@nifty.com

郵送先 〒194-0298 東京都町田市相原町 4342

法政大学社会学部 荒井容子方

ホームページ <http://homepage3.nifty.com/bungenmenschoku/index.html>

会員との連絡は基本的にeメールにて行うが、必要に応じて郵送も用いる。

またホームページも情報伝達の間として積極的に活用していく。

みなさま、どうぞ、この「支援の会」をよろしく願います。

署名運動について

趣旨 この裁判のことを多くの人に伝える手段とする。

原告、正田教諭への支援の輪を広げる。

裁判への関心の高さ、正田教諭を支援する力の大きさを裁判官に訴える

方法 インターネットのホームページ上に署名用紙を掲載(アップ)し、会員を中心に、その他、関心をもってくださる方それぞれで、署名用紙をダウンロードしていただき、署名を集めていただく。集まった署名については、事務局に郵送していただくか、スキャンしたものをPDFファイルでeメールにて送っていただき、事務局でこれを取りまとめて、裁判所に提出する(もし裁判所からスキャンしたものは無効だと言われた場合には改めて、元の署名用紙の郵送をお願いしますので、集めてくださった署名用紙は大切に保管しておいてください)。

署名送付先 「正田教諭分限免職取消訴訟支援の会」事務局

郵送の場合 〒194-0298 東京都町田市相原町 4342

法政大学社会学部 荒井容子方

用紙をスキャンしてPDFファイルにしたものをeメールで送付する場合

yfe12833@nifty.com

期限 何回かに分けて、集約するが、この東京地裁での裁判が終わるまで継続する。

署名欄はすべて埋まらなくても、こちらにご郵送くださってかまいません。